

# 青少年育成会だより

発行：夜見地区青少年育成会

R2年 3月 第19号

平成31（令和元）年度 夜見地区青少年育成会活動報告

令和2年度もたくさんのご参加をお待ちしています



## 一年の歩みをふりかえって

夜見地区青少年育成会会長 西村 典

小、中学校の周りで、通学路の所々で「おはようございます」「行ってらっしゃい」「お帰り」「車に気を付けて」「はーい」と、見守り隊の皆さんをはじめとする大人と子どものキャッチボールが繰り返されてきました。芋の苗植え、ちまき作り、絵画教室、しめ縄作り等々で、ひたむきな、笑顔、思案にくれた、子どもたちの豊かな表情が交錯しました。

地域の協力者の皆さんは、その豊富な経験と知識と知恵を惜しげもなく子どもたちに注いで下さいました。

青少年育成会の活動を支えているのは、ただただ子どもたちが事件、事故から守られ、健やかに成長してほしい、その思いがすべてです。家庭と学校と地域のネットワークが有効に機能することにご尽力いただき、日々の当会の働きにご理解とご協力をいただいた皆さんに感謝します。

よく遊び、よく学び、よく諭され（でもその子の人格、個性は尊ばれ）、それは昔も今も変わらない子供の成長の糧です。私たちの働きがその一助となることを願っています。

私たちの社会は子どもの今と未来のための約束事として、昭和26年に児童憲章を制定しました。内容は今日少しも色あせることはありません。その前文と12か条から成る内容の一部をご紹介します。今後とも地域の皆さんの変わらぬご助力をお願いします。

### 児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

（12か条の内の12条）

すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

いも苗植え 5月26日



ちまきづくり 6月1日



リサイクル工作教室 7月26日



絵画教室 8月8日



しめ縄づくり 12月8日



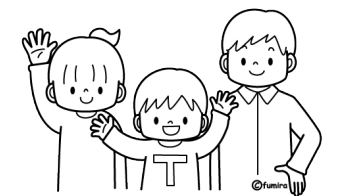
書き初め 12月27日



鳥追い・七草がゆ 1月7日



参加児童数 (名)	
いもの苗植え	13
ちまき作り	25
リサイクル工作教室	16
絵画教室	22
いもほり・焼き芋大会 ※台風のため中止	
公民館祭	100
しめ縄作り教室	9
書初め	12
鳥追い行事・七草がゆ	21
お楽しみお茶会	10



お茶会 2月23日

